

南魚沼都市計画特別用途地区の変更（南魚沼市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
観光地区 (第1種)	約 31ha	約3.3ha解除
観光地区 (第2種)	約 29ha	
合計	約 60ha	約3.3ha解除

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

南魚沼市では、平成16年及び17年の合併を契機に都市計画区域を再編し、その後、都市計画用途地域など地域地区等の見直しを進めているところである。

特別用途地区については、塩沢地区で昭和60年4月に観光地区（第1種・第2種）の当初決定を行い、用途地域と併用することにより、スキーリゾート地として観光のための利便増進を図ってきた。

今回、都市計画用途地域の見直しに際し、第1種住居地域を一部解除することから、これに併用して指定されている特別用途地区（第1種観光地区）についても解除するものである。